り入れるが、登録医師、包括支援センターの相談範囲、記録作成して経過を追う

〔Ⅱ期〕ＡＡＭＩ　老人性記憶障害
(age-associated memory impairment)

・いまだ病的意味合いが稀薄な軽い認知機能障害がある「もの忘れ」を主訴とする
・もの忘れスクリーニング検査を登録医が行う
・包括支援センター職員と協議、記録作成を継続
・改善策を一部行う
・次の介護対応の改善策を医師・包括支援センターで行う

〔Ｐｒｅ認知症〕ＭＣＩ　軽度認知機能障害
(mild cognitive impairment)

・診断基準
　①記憶障害の訴えがある
　②客観的な記憶力低下がある
　③一般的な認知力は正常である
　④ＡＤＬが保持されている
・定期的検診、登録医・包括支援センター職員会議　記録簿作成
・各種改善策をケース会議の議を経て実施する

認知症

・登録医診断
・定期検診開始、記録簿作成、包括支援センターとの会議で医療対応の検討もする（早期診断・早期治療が原則）
・地域チーム（グループ）を作っていく

専門医対応

・定期検診で必要と登録医が判断したら包括支援センターと相談して画像検査その他を専門医に依頼する

現在、認知症の確定診断は専門医の画像診断をもって最終的に決定することですが、介護保険利用者のうち、登録医で初期中期迄認知症診断する方法をとらないと、次の問題がある。

①全介護者は数字的に無理
②費用問題
③認知症学会等で初期診断は登録医の範囲で可と容認している

ただ、一部に朝青龍の疲労骨折診断書のように、所謂虚偽の診断書は、社会通念上よくあることで絶対はありませんから、○○テストだけで認知症であると診断しているケースが多く見られるのもめずらしいことではありません。今後、認知症を正しく処理するためには、**「認知症は立派な病名である」**という現実を無視することだけは避けてほしいと思います（トラブルも多発しています）。

(注)いろいろの資料を参考にして組立てたもので、浅学のため完全にはなっていませんことを了承して下さい。

電子メールによる会員への情報提供について
ーメールアドレスの登録ー

◇情報広報部◇

本会では、インターネットを利用し、電子メールにより緊急性の高い情報を、会員の皆様に送信提供しております。対象は当会のインターネット接続サービス登録者全員と他プロバイダの電子メールアドレスをお持ちになっていて、本会にアドレスを登録している会員です。

他プロバイダの電子メールアドレスの登録につきましては、随時受け付けておりますので、是非ご登録いただきたくご案内いたします。

●電子メールアドレスの登録方法

電子メールで、ご氏名、登録メールアドレスを明記のうえ、下記宛お送りください。

・申込先メールアドレス：

add@m.doui.jp